

平成 24 年 3 月 30 日

各 位

大 阪 市
契 約 管 財 局

予定価格の事後公表と最低制限価格等への無作為係数導入の考え方について

本市発注工事における入札では、他の自治体同様に予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを契約の相手方としますが、労働者への賃金のしわ寄せや手抜き工事等を防止する観点から、最低制限価格を設定しています。

入札参加者は、工事目的物を製造するために自社が適切と考える金額を積算・見積もり等により応札する価格を決定しています。

この入札参加者が適切と考え応札している価格の分布状況は、本市設定の最低制限価格近傍に集中しています。

本市では工事目的物をつくるために、国をはじめとする実態調査に基づく平均的な数値等を標準的な施工方法・歩掛をもとに予定価格及び最低制限価格を設定していますが、入札参加者のそれぞれの創意工夫や配置する技術者の熟練度等により工事情質に影響なく本市設定価格より低い価格で施工できる要素があります。

したがって、本市が設定している最低制限価格はこれまでのように一律ではなく、一定範囲を設定しても工事情質を低下させることなく施工ができると考えております。

また、他の自治体においても、予定価格の事後公表に伴い、職員が不正に巻き込まれることを防止する観点から最低制限価格に乱数等の無作為係数を導入しています。

本市においても入札参加業者が最低制限価格等を発注者から不正に聞き出そうとする動きも懸念される※₁ことから、これらへの対応のため、現在運用している要望等記録制度に加え、情報漏洩を低減させる対策が必要と考えております。

これらを総合的に考え、既に公表しているとおり、事後公表に伴い、最低制限価格を構成する 4 要素それぞれに無作為係数(98.8%～101.0%)※₂を導入するもので

す。

あわせて、これまで落札候補者が開札翌日に提出していた工事費内訳書につきまして、電子入札による工事案件に対する入札参加者は、入札時に工事費内訳書を添付し応札していただくこととなります。

以上のように、予定価格の事後公表とそれに伴って、労働者へのしわ寄せや手抜き工事を防止するために設定している最低制限価格制度について、不正行為防止の観点及び入札参加者が積算・見積もりにもとづき工事目的物製造のため適切と考える金額での入札をより促進し適正な運用を図るため、最低制限価格算定に無作為係数を導入してまいります。

※1 不当要求行為等があったと認める場合は、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づき厳正に対処します。

※2 4要素それぞれに無作為係数を乗じると、組み合わせは約 28 万通りとなります。最低制限価格適用案件では、無作為係数導入により従来の最低制限価格(A)を下回る場合もありますが、無作為係数を乗じた金額が最低制限価格(B)となりますので、(A)と(B)間の入札価格も有効となります。